

監査 第 47 号  
平成 26 年 8 月 13 日

瀬古 秀男 様

三重県監査委員 福 井 信 行  
三重県監査委員 中 嶋 年 規  
三重県監査委員 森 野 真 治  
三重県監査委員 田 中 正 孝

### 住民監査請求について

平成 26 年 6 月 26 日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 4 項の規定に基づき監査した結果は次のとおりです。

### 記

#### 第 1 監査の請求

##### 1 請求の趣旨

(1) 請求人は、平成 26 年 5 月 9 日 13 時 30 分ころ、伊勢農林水産事務所農政室地域農政課を訪問し、開示請求者が三重県知事宛てに三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号。以下「情報公開条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき行った公文書開示請求に関して、26 年 4 月 27 日付けで請求した 1 件及び 26 年 4 月 29 日付けで請求した 2 件の合計 3 件（以下「本件各開示請求」という。）の処理状況を確認するとともに、開示の日程についての打合せを行った。

事務担当者からは、本件各開示請求のうち、1 件については公文書不存在決定（以下「本件不存在決定」という。）を、他の 2 件は公文書部分開示決定（以下「本件各部分開示決定」という。）を行うとの内容で決裁中であり、決裁があり次第、これらの各通知書を郵送するとの説明を受けた。

事務担当者の説明どおり、平成 26 年 5 月 12 日に上記の各通知書 3 件が開示請求者宛てに郵送されてきたが、配達証明郵便で、しかも同日である 26 年 5 月 9 日に発送されており、同一の宛先であるにもかかわらず 3 通に分けて別々に送付されてきた（以下「本件送達」という。）。

(2) 配達証明郵便で送付する必要があるかとの疑問があるとともに、仮に配達証明郵便で送付する必要があるとしても、1 通で送付すればよいのではないかとの疑問がある。

不要な配達証明郵便に要した代金は、税金の無駄遣いであるから、事務担当者に対する懲戒処分及び厳重注意を求める。

(3) 平成 26 年 4 月から 5 月にかけて戦略企画部情報公開課及び農林水産部農地調整課から開示請求者宛てに郵送されてきた開示決定等にかかる通知書合計 8 通については、配達証明郵便ではなく普通郵便にて送達されており、それらの中には 3 件の通知書及び 2 件の通知書を、それぞれ 1 通の封筒に封入のうえ送達されたものもある。

(4) 伊勢農林水産事務所長から提出された平成 26 年 7 月 9 日付け陳述書(以下「本件陳述書」という)の 2③では、「文書開示決定は、平成 25 年度で 434 件、平成 26 年度(6 月末まで) 63 件、合計 497 件行っていますが、殆どは公共工事の仕様等に関する即日開示文書なので手渡ししており、配達証明での発送は平成 26 年度に 4 件あり、うち 3 件は本案件です。」とあるが、どれだけの通知書を郵送したのか、普通郵便での送達が何通あったか、正確な数値を明らかにしていただきたい。また、陳述時に伊勢農林水産事務所職員から発言のあった、情報公開での意思を伝えるために配達証明郵便で発送するとの説明と、自主的な判断という説明との整合性を確認のうえ判断いただきたい。

また、本件陳述書の 2③では、平成 26 年度(6 月末まで)に配達証明郵便での発送は、4 件中 3 件が本件請求にかかるものとあるが、残余の 1 件は 3 件と同一の開示請求者宛てに送達されているものである。よって、伊勢農林水産事務所から発送された開示決定等にかかる 4 件の配達証明郵便は、全て同一の宛先ということになる。しかも、残余の 1 件は、公文書の存否を明らかにしない決定通知書であり、通常では考えられない決定である。同一の宛先だけに配達証明郵便にて送達するのは、情報公開の中で意思を伝えるためとか自主的な判断ということ以外に、何らかの趣旨があり、そのために配達証明郵便にて送達しているとすれば、やはり税金の無駄遣いにほかならない。

(5) 開示決定等の教示において、60 日以内の異議申立てが説明されているが、3 件の通知書のうち、2 件は公文書部分開示決定であるから、開示を受けた日から 60 日以内の異議申立てとなり、決定通知の日付けは重要ではない。

また、1 件の公文書不存在決定についても、開示請求の段階で、双方が不存在であることを確認して請求しているから、異議申立てがされる余地はなく、決定通知の日付けは全く問題にならない。

## 2 監査対象事項

上記請求の趣旨から、本件請求にかかる監査対象事項は「伊勢農林水産事務所が

平成 26 年 5 月 9 日に本件送達を行うに際し、配達証明郵便の方法とすることにより、これに要する郵便切手を伊勢農林水産事務所出納員が出納した行為ないしは伊勢農林水産事務所が 26 年 5 月 9 日に本件送達を行うため、日本郵便株式会社（以下「郵便会社」という。）と締結した配達証明郵便にかかる 3 件の郵便の利用契約（以下「本件各財務会計行為」という）は、違法又は不当な財産の管理若しくは処分ないしは違法又は不当な契約の締結にあたるか。」と解した。

### 3 対象部局の調査等

平成 26 年 5 月 15 日付けで提出された、同一の各財務会計行為を監査対象とする別件請求に際し、26 年 6 月 11 日に本件各財務会計行為にかかる事務を所管する伊勢農林水産事務所の調査を実施した。

また、平成 26 年 7 月 9 日に請求人から証拠の提出を受けるとともに、請求人及び対象部局職員の陳述をそれぞれ聴取した。

更に、伊勢農林水産事務所及び農林水産部農地調整課における、情報公開条例第 12 条等の規定に基づく開示決定等の件数及び通知書等の送達方法等の調査を行った。

## 第 2 事実関係の調査

### 1 文書の送達

#### (1) 文書の発送等の方法

情報公開条例第 12 条等の規定に基づく開示決定等については、同条第 1 項ただし書により口頭で通知する場合（いわゆる即日開示）を除き、その旨を書面で通知しなければならないと規定されている。

文書の発送等の方法として、三重県公文書管理規程（平成 18 年三重県訓令第 4 号。以下「規程」という。）第 30 条では、「(1) 郵送、(2) 電子郵便及び電報、(3) 直渡し、(4) 宅配便等、(5) ファクシミリ」等の 11 種類を定め、文書等を発送する場合には、規程第 20 条第 5 号に基づき、規程第 7 号様式（起案様式）等の「取扱区分」欄に「通常、書留、配達証明、内容証明、電報、速達、ファクシミリ、電子メール」等と記入等することとしている。

なお、規程第 34 条は、規程第 30 条の規定により公文書の発送等を行ったときは、決裁を終えた起案文書（以下「原議書」という。）に発送等の日付けを記入等すると定めている。

#### (2) 郵送による発送

三重県では郵送するにあたって、法令等に別段の定めがある場合のほか、普通郵便による送達とするか、速達・書留・配達証明等とするかを定めた規定はなく、いずれの郵送の方法とするかは、起案者において規程第 7 号様式（起案様式）等の「取

扱区分」欄に郵送の方法を記入等のうえ、三重県事務決裁及び委任規則（平成 14 年三重県規則第 36 号）第 2 条第 3 号で定める専決者等が起案文書ごとに決裁をすることとしている。

なお、本件送達に際しては、いずれも専決者である伊勢農林水産事務所農政室長の上司にあたる伊勢農林水産事務所長による決裁が行われていた。

他方、情報公開条例第 12 条等の規定に基づく開示決定等の通知書の発送については、情報公開条例及び三重県情報公開条例施行規則（平成 12 年三重県規則第 5 号）には何ら規定はないものの、平成 23 年 3 月 31 日付け生活・文化部長等制定「三重県情報公開事務取扱要領」（以下「情報公開事務取扱要領」という。）第 6 の 2（4）（平成 26 年 8 月 1 日付け改正前のもの。以下同じ。）では、「発送は、不在等で返送されるリスクや送付コストの増加等の観点から、原則として普通郵便で行うものとし、後日、請求者から問い合わせがあった時に対応できるよう、開示決定等の起案文書の余白及び開示記録に、連絡した日時や経緯等を記録しておくものとする。」と定められている。

## 2 本件送達

### （1）配達証明郵便

本件不存在決定及び本件各部分開示決定にかかる 3 件の原議書を調査したところ、各原議書は、いずれも専決者等により平成 26 年 5 月 9 日付けで決裁されており、それらの取扱区分欄には、配達証明郵便にて送達する旨が記載されていた。

また、いずれの原議書にも郵便会社発行の「書留・特定記録郵便物等受領証」の原本が編てつされ、各通知書が 3 件とも平成 26 年 5 月 9 日に、配達証明郵便にて同一の宛先である開示請求者に発送されていた事実が確認された。

更に、各原議書には郵便会社発行の「郵便物等配達証明書」が併せて編てつされており、3 通の配達証明郵便とも平成 26 年 5 月 12 日に、郵便会社により同一の宛先である開示請求者に配達されていたことが確認された。

### （2）郵便切手の出納

本件送達に際して、郵便に関する料金の支払いは、郵便物及び特殊取扱の各料金を、郵便切手を貼付することにより行われていた。本件送達に要する郵便切手の払出しに関しては、平成 26 年 5 月 9 日に、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「会計規則」という。）第 99 条第 3 号が定める使用主任者から、所属の長に対して、会計規則第 102 条の規定に基づき払出しの申し出が行われ、その必要があるものと認められたため、会計規則第 103 条第 1 項の規定により所属の長から出納員に対し出納の通知が行われた。出納員はその内容が適正であることを確認したので、会計規則第 104 条第 1 項の規定により郵便切手の出納を行ったが、その内容は以下のとおりであった。

(本件送達にかかる郵便切手出納の状況等)

82 円切手	120 円切手	140 円切手	合計金額
3 枚	15 枚	3 枚	2,466 円

### (3) 郵便の料金

本件送達に要した郵便の料金額は1通あたり、郵便会社の内国郵便約款の料金表(以下「料金表」という。)第1表の第2の1に定められた定形郵便物(第1の1(基本料金)の(2)のアに掲げるもの)の料金額82円、料金表第6表の第2に定められた書留料(一般書留—現金書留郵便物以外のもの—損害要償額が100,000円までのもの)430円及び配達証明料(郵便物を差し出す際にするもの)310円の合計822円であり、これを3通送達していることから総計は2,466円となり、平成26年5月9日に出納員から使用主任者に対して出納された郵便切手合計使用金額と一致していた。

### 3 開示決定等件数及び通知書等の送達方法

伊勢農林水産事務所及び農林水産部農地調整課における、情報公開条例第12条等の規定に基づく開示決定等の件数及び通知書等の送達方法について調査したところ、その内容は以下のとおりであった。

(伊勢農林水産事務所における開示決定等の件数及び通知書等の送達方法)

年度 (平成)	開示決定 等件数	通知書等の送達方法		
		普通郵便	配達証明郵便	直渡し等
25	434 件	6 通	0 通	428 件
26 (*)	63 件	0 通	4 通	59 件

(\*) 平成26年度は、6月末日現在。

(農林水産部農地調整課における開示決定等の件数及び通知書等の送達方法)

年度 (平成)	開示決定 等件数	通知書等の送達方法		
		普通郵便	配達証明郵便	直渡し等
25	43 件	2 通	0 通	41 件
26 (*)	22 件	17 通	1 通	4 件

(\*) 平成26年度は、6月末日現在。

## 第3 監査委員の判断

### 1 結論

監査対象部局の調査結果、陳述等から総合的に判断すると、伊勢農林水産事務所

出納員が本件送達のため配達証明郵便の利用に要する郵便切手を出納した行為ないしは伊勢農林水産事務所が郵便会社と締結した配達証明郵便にかかる 3 件の郵便の利用契約については、違法又は不当な財産の管理若しくは処分ないしは違法又は不当な契約の締結にあたることは認められない。

従って、本件請求には理由がないものと判断し、これを棄却する。

## 2 結論に至った理由

### (1) 関係財務会計法規

本件請求において請求人は第 1 の 1 (2) 及び (4) において、配達証明郵便で送付する必要があるか疑問があるとし、不要な配達証明郵便に要した代金は、税金の無駄遣いであるなどと主張している。

ところで、法第 2 条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定め、また、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号。以下「地財法」という。）第 4 条第 1 項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定している。

以上のことから、請求人は本件各財務会計行為がこれらの財務会計法規の各条項に反しているなどと主張しているものと解される。

なお、横浜地方裁判所平成 13 年 5 月 16 日判決では、法第 2 条第 14 項及び地財法第 4 条第 1 項の各規定は、執行機関が行う財務会計行為の一般的原則を定めた規定であつて、裁量権の逸脱・濫用と評価されるような財務会計行為がなされた場合は、上記各条項違反の瑕疵を帯びるとされていることから、以下においては、本件各財務会計行為を行うに際して、裁量権の行使に逸脱又は濫用があつたか否かについて検討する。

### (2) 裁量権の行使

#### ア 配達証明郵便による送達等

#### (ア) 開示決定等の処分性

情報公開条例第 12 条等の規定に基づく開示決定等（全部開示決定、部分開示決定、非開示情報該当による非開示決定、請求が不適法であることを理由とする非開示決定、存否応答拒否決定及び文書不存在の決定等）については、県民の権利義務等に直接かつ具体的に法律上の影響を及ぼす行為であるから、行政処分にあたることと解されている。

よつて、開示請求者は、開示決定等に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条等の規定により、開示決定等があつたことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、三重県知事に対して異議申立てを行うことがで

きる。

また、開示請求者は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 8 条第 1 項等の規定により、原則として、開示決定等があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。

#### （イ）配達証明郵便による送達

ところで、これら異議申立てなどには、上記のとおり 60 日の異議申立期間又は 6 か月の出訴期間があり、それらの起算日は開示決定等が「あったことを知った日の翌日」とそれぞれ規定されている。

また、「あったことを知った日」ということについては、開示決定等にかかる通知書が開示請求者によって直接受領され又は了知されるまでは要せず、開示請求者側の勢力範囲（支配圏）に入ることをもって足りるとされている（最高裁昭和 36 年 4 月 20 日参照）。

そうすると、本件不存在決定及び本件各部分開示決定について、仮に事後において、異議申立てなどがあった場合に、異議申立期間又は出訴期間の起算日を確定するため、配達日を容易に立証し得る配達証明郵便の方法で各通知書を発送することには、一定の理由があるといえることができる。

また、仮に到達の有無をめぐって、後日紛争が生じた場合に、普通郵便では発信者側からその到達を立証することは一般に困難であるから、証拠保全の観点から配達証明郵便で送達することには、合理的な理由があるということもできる。

確かに、情報公開事務取扱要領第 6 の 2 (4) では、開示決定等の通知書の発送については、普通郵便による送達を原則としているものの、郵送の方法に関して、個々にその開示決定等の内容の重要性等も勘案のうえ、専決者等による決裁を経て、配達証明郵便にて送達することが許されない趣旨であると解することはできない。

事実、第 2 の 3 に記載のとおり、伊勢農林水産事務所以外の担当課（所）である農林水産部農地調整課においても、開示決定等にかかる通知書を配達証明郵便で送達している事案が見受けられる。

この点について、本件陳述書では、「今回の開示請求 3 件は、それぞれが重要な行政行為である農用地区域の変更に関する開示請求に対する決定であるため、それぞれの決定通知の発送が確認でき、通常の情報公開による発送方法の普通郵便によることなく、より確実に相手方に届き、それが証明できる配達証明郵便が必要と判断しました。なお、起案時には、取扱区分欄に文書発送方法を配達証明と明記して決裁を受け発送しました。」と述べられており、これらの説明に不合理な点は見受けられない。

よって、本件不存在決定及び本件各部分開示決定にかかる各通知書を、配達証明郵便の方法により送達したことに、専決者等による裁量権の行使に、逸脱や濫用

があったとは評価し得ないから、本件各財務会計行為に違法性又は不当性は認められない。

#### イ 3通での送達

また、請求人は、第1の1(2)において、仮に配達証明郵便によることが必要であったとしても、本件開示請求にかかる3件の各通知書を1通で送付すればよいのではないかと述べ、不要な配達証明郵便に要した代金は、税金の無駄遣いであると主張している。

ところで、地方公共団体の執行機関には、行政目的達成のため選択する手段については、一定の合理的な裁量が認められるから、選択された手段に裁量権の逸脱又は濫用のない限り、他の手段を選択したとすると、より少ない支出で済んだとしても、選択された手段実施に伴う支出について法第2条第14項及び地財法第4条第1項の違反は生じないとされている（福岡高裁平成15年8月20日）。

そうすると、本件送達は専決者等により開示決定等の内容の重要性を考慮のうえ、第2の2(1)に記載のとおり、適正な決裁手続を経て、各々の通知書をそれぞれ確実に開示請求者宛てに送達するため、各別に配達証明郵便により送付するとの意思決定がなされたうで行われていること、また、これにより、行政処分ごとに作成された各原議書に、それぞれ「郵便物等配達証明書」を備えることができ、第3の2(2)ア(イ)に記載のとおり、仮に到達や異議申立期間等に関し、後日紛争が生じた場合には、到達の事実や異議申立期間等の起算日について、容易に立証し得る客観的証拠を保全できることなどを勘案すると、本件送達の方法の選択には合理的な理由があるものと認められる。

よって、専決者等の裁量権の行使には逸脱や濫用があったとは評価し得ないから、本件各財務会計行為に違法性又は不当性は認められない。

#### (3) その他

他に本件各財務会計行為を違法又は不当とする事情も見受けられない。